

総務委員会情報連絡

令和8年4月14日

情報連絡事項	頁
1 「足立区人権施策推進懇談会」の実施結果について・・・・・・・・・・	2
2 令和7年度の工事請負契約について （令和8年2月分、3月分 契約金額6千万円以上1億8千万円未満）・・・・	5
3 「足立区における内部統制基本方針」及び「足立区内部統制の指針」 の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

(総務部)

総務委員会情報連絡

令和8年4月14日

件名	「足立区人権施策推進懇談会」の実施結果について				
所管部課名	総務部 総務課				
内容	<p>足立区人権推進指針に基づき、人権施策の推進を目的として「足立区人権施策推進懇談会」を実施したので報告する。</p>				
	<p>1 実施日時 令和8年3月18日（水） 10時30分から12時30分</p> <p>2 出席者 17名（有識者2名、外国人3名、人権擁護委員2名、区職員10名） ※ 出席者リストは、項番6のとおり</p> <p>3 議題 「多文化共生社会の実現に向けて～外国人の人権問題～」をテーマに、主に、以下3点について意見を伺った。 (1) 「言葉の壁」について (2) 「文化・制度の違いの理解」について (3) 「差別・偏見」について</p> <p>4 主なご意見</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1137 592 1205">項目</th> <th data-bbox="592 1137 1469 1205">主なご意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1205 592 2110">1 言葉の壁</td> <td data-bbox="592 1205 1469 2110"> <p><大人に関する事></p> <p>1 こどもたち以上に「大人」は壁が高い (1) 仕事や育児の中、日本語の勉強をする時間をとるのが難しい。留学で日本に来ている人はよいが「生活・就労」の方の日本語能力向上が困難である。 (2) 保護者の日本語能力が低いと、子の学校配布物や提出物、調整や受験の手続きなどが困難である。 (3) 保護者が日本語をできないと、子が親を敬わないことがある。外国人の親子が同じ言語で話せる支援としてはどうか。 <u>ア オンライン指導などは効果的と考える。</u> <u>イ 日本語ボランティア教室の実施はぜひ継続をしてほしい。</u> <u>ウ 浜松市では外国人の子の不就学ゼロを目指し転入者への案内や就学状況の把握、支援をしている。</u></p> <p>2 多言語表記の拡充に取り組んでほしい (1) 生活の様々なところ（ゴミ出し・公共施設等）で、案内板の理解が難しい。 <u>ア 日本語・英語に加え、中国・韓国・ミャンマー語など多言語表記の推進をしてほしい。</u> <u>イ HPや配布物など外国人を対象とする案内は「やさしい日本語」の使用を充実させてほしい。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	主なご意見	1 言葉の壁	<p><大人に関する事></p> <p>1 こどもたち以上に「大人」は壁が高い (1) 仕事や育児の中、日本語の勉強をする時間をとるのが難しい。留学で日本に来ている人はよいが「生活・就労」の方の日本語能力向上が困難である。 (2) 保護者の日本語能力が低いと、子の学校配布物や提出物、調整や受験の手続きなどが困難である。 (3) 保護者が日本語をできないと、子が親を敬わないことがある。外国人の親子が同じ言語で話せる支援としてはどうか。 <u>ア オンライン指導などは効果的と考える。</u> <u>イ 日本語ボランティア教室の実施はぜひ継続をしてほしい。</u> <u>ウ 浜松市では外国人の子の不就学ゼロを目指し転入者への案内や就学状況の把握、支援をしている。</u></p> <p>2 多言語表記の拡充に取り組んでほしい (1) 生活の様々なところ（ゴミ出し・公共施設等）で、案内板の理解が難しい。 <u>ア 日本語・英語に加え、中国・韓国・ミャンマー語など多言語表記の推進をしてほしい。</u> <u>イ HPや配布物など外国人を対象とする案内は「やさしい日本語」の使用を充実させてほしい。</u></p>
項目	主なご意見				
1 言葉の壁	<p><大人に関する事></p> <p>1 こどもたち以上に「大人」は壁が高い (1) 仕事や育児の中、日本語の勉強をする時間をとるのが難しい。留学で日本に来ている人はよいが「生活・就労」の方の日本語能力向上が困難である。 (2) 保護者の日本語能力が低いと、子の学校配布物や提出物、調整や受験の手続きなどが困難である。 (3) 保護者が日本語をできないと、子が親を敬わないことがある。外国人の親子が同じ言語で話せる支援としてはどうか。 <u>ア オンライン指導などは効果的と考える。</u> <u>イ 日本語ボランティア教室の実施はぜひ継続をしてほしい。</u> <u>ウ 浜松市では外国人の子の不就学ゼロを目指し転入者への案内や就学状況の把握、支援をしている。</u></p> <p>2 多言語表記の拡充に取り組んでほしい (1) 生活の様々なところ（ゴミ出し・公共施設等）で、案内板の理解が難しい。 <u>ア 日本語・英語に加え、中国・韓国・ミャンマー語など多言語表記の推進をしてほしい。</u> <u>イ HPや配布物など外国人を対象とする案内は「やさしい日本語」の使用を充実させてほしい。</u></p>				

		<p><こどもに関すること></p> <p>1 こどもの特性によって支援方法を柔軟にしてほしい</p> <p>(1) こどもの背景や性格の違いにより、日本語習得時間に差が出る。</p> <p>(2) 日本語指導を心のよりどころにしている子もいる。</p> <p>(3) 言語能力が低いことで特別支援教室に通学している子もいる。</p> <p><u>ア 日本語講師の派遣時間延長など、こどもの特性に応じた支援制度があるとよい。</u></p>
2 文化・制度の違いの理解		<p>1 生活の中に多言語表記を充実させてほしい</p> <p>(1) ゴミ出しでのトラブル（分別・指定の曜日など）が多い。</p> <p><u>ア 日本語・英語だけでなく東南アジアの言語も表記をしてほしい。</u></p> <p>2 日本人も外国人への理解を深めてほしい</p> <p>(1) 日本人が海外に行って考え方や習慣の違いに戸惑うのと同様である。</p> <p>(2) 日本の挨拶や配慮の心は素晴らしい。</p> <p><u>ア 多文化共生とは、海外の文化を尊重することでもある、双方が歩み寄り認め合うことが大切である。</u></p> <p><u>イ 埼玉県ではNPOと協力し、日本人と外国人との間に入ってトラブルサポートをしているところもある。</u></p>
3 差別・偏見		<p>1 いまも差別や偏見はある</p> <p>(1) 外国籍であることを隠して生活している友人がいる一方で、通称名ではなく本名を使用している人も増えており、以前より外国人への理解が進んでいるようにも感じている。</p> <p>(2) 日本人は顔の色・言葉などで無視をする人もいる。</p> <p>(3) 日本人は海外に行く人が少なく、外国の人や文化に接する機会が少ない。</p> <p>(4) 国と国との政治的な対立を在住外国人に向けられることが多い。</p> <p>(5) 外国人の増加＝治安悪化や犯罪増加ではない。</p> <p>(6) 外国人も日本人と話したいと思っている人も多い。</p> <p>(7) 転入者は能力の高い方が多く、一緒に学び成長し、日本を豊かにできる。</p> <p>(8) こどもよりも大人の偏見が強く、それがこどもに伝わっている。大人がこどもに正しい知識や理解を教えることが大切。</p> <p><u>ア 差別ではないと思っていることも差別となることがある。差別の事象を例示しはっきりと周知することが大切である。</u></p> <p><u>イ 日本社会全体、日本人が外国人への理解をする姿勢をより意識してほしい（他文化理解・交流・やさしい日本語・多言語化など）。</u></p> <p><u>ウ 人権擁護委員が学校で人権の授業を行う人権教室の活用など、こどもたちへの人権教育推進をしてほしい。</u></p>

5 今後の方針

実施結果を庁議で共有するとともに、総務課の人権啓発事業に活かしていく。
また、関係所管に直接情報提供して、事業への反映等について検討していく。

6 出席者

種別	氏名	所属
有識者	永吉 希久子	東京大学社会科学研究所教授 足立区外国人実態調査
有識者	田村 拓	一般社団法人EDAS理事長 東京都多文化共生推進委員会委員
外国人	華 文治 (中国)	基本構想外国人グループ 足立区多文化共生推進会議委員長
外国人	趙 錫香 (韓国)	外国人支援団体 足立区多文化共生推進会議委員
外国人	池田 ネニタ (フィリピン)	外国語・文化交流ボランティア 足立区多文化共生推進会議委員
人権擁護 委員	森 公任	足立地区人権擁護委員代表 (弁護士)
人権擁護 委員	宗像 文子	足立地区人権擁護委員
区職員	松野 美幸	総務部長
区職員	松本 一真	総務課長
区職員	野中 尋	総務課人権推進係長
区職員	岡崎 充希	総務課人権推進係
区職員	茂木 聡直	地域のちから推進部長
区職員	江川 博文	地域調整課長
区職員	鈴木 健太	地域調整課多文化共生担当係長
区職員	秦 章雄	課税課長
区職員	岸柳 直人	企業経営支援課長
区職員	秋元 康裕	教育政策課長

総務委員会情報連絡

令和8年4月14日

件名	令和7年度の工事請負契約について (令和8年2月分、3月分 契約金額6千万円以上1億8千万円未満)																																					
所管部課名	総務部 契約課																																					
内 容	<p>令和7年度、契約金額6千万円以上1億8千万円未満の工事請負契約について、報告する。</p> <p>※ 契約金額には消費税を含む。</p> <p>※ 契約金額が6千万円以上1億8千万円未満の工事でも、既に上程したものは記載していない。</p> <p style="text-align: center;">令和7年度契約（令和8年2月1日～3月31日締結）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">業種</th> <th style="width: 45%;">件名 (工事場所)</th> <th style="width: 10%;">契約 月日</th> <th style="width: 15%;">契約金額 (円)</th> <th style="width: 10%;">落札率 (%)</th> <th style="width: 15%;">契約の 相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般 土木</td> <td>五反野駅前通り（1期）水路 撤去工事</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2/19</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">73,425,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">91.83</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">株式会社 りんかん建設</td> </tr> <tr> <td>足立区足立四丁目38番から 弘道一丁目13番先</td> </tr> <tr> <td>綾瀬警察署前中央分離帯改良 工事</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3/13</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">62,821,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">89.10</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">株式会社 シミズロー ディック</td> </tr> <tr> <td>足立区加平三丁目2番から 谷中四丁目4番先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建 築</td> <td>中央本町保育園トイレその他 改修工事</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3/30</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">61,380,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">99.98</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">株式会社 岡本工務店</td> </tr> <tr> <td>足立区中央本町四丁目11番 39号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 塗 装</td> <td>青井中学校全体保全計画にか かる外壁改修工事（二期）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3/26</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">104,280,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">96.16</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">株式会社 齋藤塗装店</td> </tr> <tr> <td>足立区青井四丁目19番1号</td> </tr> </tbody> </table>					業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方	一般 土木	五反野駅前通り（1期）水路 撤去工事	2/19	73,425,000	91.83	株式会社 りんかん建設	足立区足立四丁目38番から 弘道一丁目13番先	綾瀬警察署前中央分離帯改良 工事	3/13	62,821,000	89.10	株式会社 シミズロー ディック	足立区加平三丁目2番から 谷中四丁目4番先	建 築	中央本町保育園トイレその他 改修工事	3/30	61,380,000	99.98	株式会社 岡本工務店	足立区中央本町四丁目11番 39号	一 般 塗 装	青井中学校全体保全計画にか かる外壁改修工事（二期）	3/26	104,280,000	96.16	株式会社 齋藤塗装店	足立区青井四丁目19番1号
業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方																																	
一般 土木	五反野駅前通り（1期）水路 撤去工事	2/19	73,425,000	91.83	株式会社 りんかん建設																																	
	足立区足立四丁目38番から 弘道一丁目13番先																																					
	綾瀬警察署前中央分離帯改良 工事	3/13	62,821,000	89.10	株式会社 シミズロー ディック																																	
	足立区加平三丁目2番から 谷中四丁目4番先																																					
建 築	中央本町保育園トイレその他 改修工事	3/30	61,380,000	99.98	株式会社 岡本工務店																																	
	足立区中央本町四丁目11番 39号																																					
一 般 塗 装	青井中学校全体保全計画にか かる外壁改修工事（二期）	3/26	104,280,000	96.16	株式会社 齋藤塗装店																																	
	足立区青井四丁目19番1号																																					

総務委員会情報連絡

令和8年4月14日

件名	「足立区における内部統制基本方針」及び「足立区内部統制の指針」の改定について
所管部課名	ガバナンス担当部 ガバナンス担当課
内容	<p>地方自治法第150条第4項の規定により作成した「令和6年度 足立区内部統制評価報告書（令和7年作成）」に対する監査委員の審査意見にて、リスク評価に関する事務処理上の指摘があった。当該指摘に対する措置として、例年全庁へ作成を依頼しているリスク評価シートの内容について、令和8年度分より運用の見直しを行った。</p> <p>この運用上の見直し及び国のガイドラインの改定（令和6年3月改定）を踏まえて、令和8年4月付で「足立区における内部統制基本方針」及び「足立区内部統制の指針」を改定した。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 「足立区における内部統制基本方針」の改定 別紙 内部統制の目的について、国のガイドライン上の表現に統一するかたちで以下のとおり変更。</p> <p style="padding-left: 2em;">【変更前】 (2) 財務報告等の信頼性の確保 【変更後】 (2) 報告の信頼性の確保</p> <p>(2) 「足立区内部統制の指針」の改定（概要） 別紙 リスク評価の運用変更に伴い、該当箇所を改正。概要は以下のとおり（詳細は別紙の改訂履歴のとおり）。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 内部統制の目的 「財務報告等の信頼性の確保」を「報告の信頼性の確保」へ変更。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 6つの基本的要素 国のガイドラインの定義に変更があった箇所について、一部文言を追記。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 生命・安全の確保に関する事務 内部統制評価報告書審査意見における指摘への対応として、生命・安全の確保に関する事務の対象となる事務の例示を追加。</p> <p>2 今後の方針</p> <p>引き続き地方自治法に則った内部統制制度を適切に運用し、区における事故・ミスの防止に努めることで、区政への信頼確保を図る。</p>